

## 第16回 奈良県政府調達苦情検討委員会 議事録

### 1 開催日時

平成26年11月20日（木） 16時30分～17時15分

### 2 開催場所

奈良県庁舎 会計管理者室

### 3 出席者

- (1) 委員 … 島委員、島田委員、福井委員、和田委員（4名）  
※ 欠席 … 坂西委員（1名）
- (2) 事務局 … 江畠会計局長  
会計局総務課 西村課長、城家課長補佐、吉田係長、飯田主事

### 4 議題

- (1) 委員長の選出について
- (2) 会議の公開、議事録の作成について
- (3) 報告
  - ・政府調達制度、苦情処理手続の概要について
  - ・本県の特定調達契約の状況について
- (4) その他

### 5 公開・非公開の別

公開 （傍聴者 0人）

### 6 議事等の概要

- (1) 開会
- (2) 委員会録音の了承
- (3) 会議成立の報告
  - 事務局より、委員の半数以上が出席しているので、奈良県政府調達苦情検討委員会規則第6条第3項の定足数を満たし、会議が成立していることを報告した。
- (4) 挨拶（江畠会計局長）

## (5) 議 事

### ①委員長の選出

和田委員が、福井委員は当委員会及び他の審議会等における経験が豊富であり、県庁近くに事務所を持ち事務局との連絡もとりやすいとのことから、福井委員を委員長に推薦した。他の出席委員全員が賛成し、福井委員を委員長に選出した。

### ②委員長職務代理者の選出

福井委員長が、和田委員を指名した。

### ③会議及び議事録の公開

事務局から説明の後、委員長が委員に諮り、異議なく決定した。

### ④議事録署名委員の選出

福井委員長が、50音順により、島委員を指名した。

### ⑤報告

・政府調達制度、苦情処理手続の概要について

・本県の特定調達契約の状況について

事務局から資料に基づき説明後、委員から次のとおり質疑及び意見交換が行われた。

#### 〔質疑及び意見交換の概要〕

福井委員長： 今のところ苦情申立の実績は無いということだが、案件が生じた場合に備え説明を受けておく必要があり、例年開催している。

和田委員： 奈良県政府調達に関する苦情の処理手続の改正について、苦情の受理又は却下を判断する期間が7作業日から10作業日に改正されたとの説明があったが、なぜ10作業日としたのか。

事務局： 政府調達協定の改正に伴うもので、協定等に準拠して10作業日としている。形式的な要件の判断のため、この程度の期間となっている。

和田委員： 了解した。

その前段階だが、苦情申し立ての期間についても、事業者が苦情の原因となる事実を知り、又は合理的に知り得た日から10日という規定があるので、事業者も注意していないと、苦情申し立てに間に合わないということになる。

福井委員長： 当委員会のほか、奈良県入札監視委員会も入札に関する苦情処理を行うとの説明があったが、両委員会の違いは何か。

事務局： 苦情の内容について、当委員会は政府調達協定に定める入札条件や手続等の違反に関する苦情が対象。一方、入札監視委員会は、指名競争入札において指名されなかったことや、随意契約の相手方とされなかったことに対する再苦情等が対象になる。

対象とする契約について、当委員会は政府調達協定の適用を受ける調達で、適用基準額を超える大規模なものに限定されるが、入札監視委員会は、県発注工事のうち、比較的小規模なものが対象となる。

福井委員長： 県発注の建設工事で、政府調達協定の適用基準額20億2,000万円を超えるような大規模なものはほとんど無いのか。

事務局： 昨年度は該当が無かった。過去の実績では、多い年度でも数件程度。

福井委員長： 県発注工事において、地元企業優先という観点から、入札に地域要件を付している事例があるかと思うが、政府調達協定の適用を受ける調達ではそういう条件は協定違反になるという理解でよいか。

事務局： ご指摘のとおりで、政府調達協定の適用を受ける調達では地域要件は設定できないが、小規模な工事では、土木事務所の管内企業による指名競争入札とか、県内に事業所を有する企業等の条件を付した一般競争入札を行う場合がある。

福井委員長： 了解した。

国の苦情処理実績においては、苦情検討委員会が契約破棄を提案したため、契約を合意解除して入札をやり直す事例が生じているとの説明があつたが、実際には、契約解除に相手方の理解を得るのは難しいのではないか。

事務局： 入札公告において、苦情申立により契約解除する場合がある等と条件を付すことが考えられる。

和田委員： 入札公告での条件等がなければ、契約解除に応じてもらうのは難しく、損害賠償等の問題になる可能性もある。

福井委員長： 他に質問・意見がなければ、これで終了したい。

上記のとおり、相違ないことを確認する。

平成26年12月25日

奈良県政府調達苦情検討委員会 委員長

福井英之



奈良県政府調達苦情検討委員会 委員

島由美子

